

入 札 説 明 書

就学支援金通知作成等業務委託
(令和8年9月29日付け公告分)

神奈川県教育委員会教育局行政部財務課

この入札説明書は、本入札に係る公告、及び次に掲げる法令のほか、この入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般事項を明らかにするものである。

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）
- (3) 神奈川県財務規則（昭和29年神奈川県規則第5号）
- (4) 競争入札の参加者の資格に関する規則（昭和40年神奈川県規則第106号）

このほか、入札に係る詳細な手続については「工事に使用する物件以外の物件の買入れ、印刷の請負、物件の借入れ及び業務委託に係る電子入札実施要領」に定めるところによるものとする。

※ 電子入札実施要領URL <https://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f100567/>

1 調達内容

- (1) 業務名
就学支援金通知作成等業務委託
- (2) 業務内容及び契約の条件等
仕様書及び契約書（案）によります。
- (3) 契約期間
契約締結日から令和9年3月31日まで

2 入札参加者に求められる資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 神奈川県競争入札参加資格者名簿において営業種目として「565 その他の業務請負等委託」または「620 フォーム印刷」に登録のある者で、「A」又は「B」の等級に区分されている者であること。
- (3) 神奈川県の指名停止期間中の者でないこと。
- (4) 神奈川県内に本店、支店又は営業所を有する者であること。
- (5) 仕様書に示す業務内容を、公正かつ的確に遂行し得る者であること。

3 入札に関する事務を担当する所属

郵便番号 231-8588
所在地 横浜市中区日本大通1 神奈川県庁東庁舎7階
機関名 神奈川県教育委員会教育局行政部財務課予算・経理グループ 遠藤
電話番号 (045)210-1111（内線 8112）

4 入札参加希望者に求められる義務

入札参加希望者は、参加申請書受付締切日時までに、かながわ電子入札共同システムにより、競争参加資格確認申請を行ってください。

申請の結果は、かながわ電子入札共同システムにより通知します。

入札参加希望者は、この審査により参加資格を認められた場合にのみ、入札に参加できます。

5 入札日程

- (1) 参加申請書受付締切日時
令和8年10月5日（月）午後5時

(2) 競争参加資格確認通知書発行日

令和8年10月9日（金）午後8時までに通知します。

(3) 質問及び回答

仕様書等に質問がある場合は、令和8年10月5日（月）午後8時までにかながわ電子入札共同システムの説明要求機能を使用して行ってください。

質問文面本文には、社名、質問者名、連絡先等を記さないでください。

質問に対する回答は、令和8年10月9日（金）午後8時までにかながわ電子入札共同システムにより回答します。なお、再質問は認められません。

質問をしなかった場合でも、入札額の見積りに際しては、必ず回答の内容を確認するようにしてください。

(4) 入札書提出期間

令和8年10月15日（木）午前8時30分から同年10月16日（金）午後5時まで

(5) 開札予定日時

令和8年10月19日（月）午前9時

※開札時間は多少前後する可能性があります。ご了承ください。

6 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 入札保証金

免除します。

(3) 調達に関し要した費用

入札参加者及び契約の相手方が本件調達に関して要した費用については、すべて当該入札参加者及び当該契約の相手方に負担していただきます。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札は無効とします。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札及び入札の条件に違反した入札。

イ 契約締結前に談合情報があり、調査の結果、談合の事実があったと認められた場合は、本入札を無効とします。

(5) 入札書等の記載及び提出に関する注意事項

ア 入札書はかながわ電子入札共同システムにより提出してください。

イ 入札参加者は、消費税に係る課税事業者であるか、免税業者であるかを問わず、それぞれの項目の単価（消費税及び地方消費税を含まない金額）に予定数量（仕様書別紙参照）を乗じて得た金額の合計（概算総価）を入札金額としてください。見積もりにあたっては、物価上昇や賃上げの状況を踏まえ積算してください。入札金額には小数点以下第4位まで入力することができます。なお、入札金額の100分の110に相当する金額に円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとし、当該端数金額を切り捨てた後に得られる金額をもって申込みがあったものとし、

契約は単価契約とします。なお、落札した場合の項目ごとの契約単価は、落札後に提出する内訳書に記載された、入札額算出の基礎となった品目ごとの金額とし、その金額に円未満の端数があるときは、小数点第5位以下を切り捨てるものとし、

ウ 入札参加者は、入札説明書並びに別紙仕様書、契約書（案）（以下「仕様書等」という。）をよく読んだ上で、入札してください。この場合において、入札説明書及び仕様書等について疑義がある場合は、質問することができます。

ただし、入札説明書及び仕様書等についての不知または不明を理由として、入札後に異議を申し立てることはできません。

エ 入札の回数は原則として1回としますが、開札の結果、予定価格の範囲内での価格の入札がないときは、2回まで入札を行います。なお、1回目の入札に参加しなかった者、無効な入札をした者又は1回目の入札で失格となった者は再度入札に参加することはできません。

(6) 入札を辞退する場合

入札を辞退する場合は、かながわ電子入札共同システムにより、辞退届を5の(4)に記載した入札書提出期間中に提出してください。

(7) 落札者の決定方法等

ア 有効な入札書を提出した者のうち、神奈川県財務規則第41条第1項の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とします。

イ 落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、電子くじにより落札者を決定します。

(8) 内訳書の提出

落札者は速やかに内訳書を3の所属に提出してください。

(9) 契約書の作成

ア 本契約は、立会人型電子契約サービスを利用した電子契約、又は契約担当者及び契約の相手方双方の記名押印による書面契約のいずれかにより契約を行うこととします。

イ 契約書は、契約書（案）を基に作成し、電子契約の場合は電磁的措置を執ったうえ、各自その1通を保持するものとし、書面による契約の場合は2通作成したうえで各自その1通を保持するものとします。電子契約を希望する場合は、県会計局指導課のホームページから「電子契約の利用に係る申請書」をダウンロードしてご提出ください。

「電子契約の導入について」<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/jk8/denshikeiyaku.html>

ウ 契約条項

別紙契約書（案）のとおり

(10) 業者調査への協力

県では、契約に係る県の予算執行の適正を期するために必要があると認めた場合は、契約の相手方の当該契約に係る処理の状況について調査を行うことにしています。このため、本入札を落札し契約する場合に取り交わす契約書には次の条文を設けています。

(業者調査への協力)

第18条 発注者が、この契約に係る発注者の予算執行の適正を期するため必要があると認めた場合は、発注者は、受注者に対し、受注者における当該契約の処理の状況に関する調査への協力を要請することができる。

2 受注者は、前項の要請があった場合には、特別な理由がない限り要請に応じることとし、この契約の終了後も、終了日の属する県の会計年度から6会計年度の間は、同様とする。

(11) 暴力団排除に係る解除等

本入札を落札し契約する場合には、県が「神奈川県暴力団排除条例」に基づき県の契約から暴力団員等を排除する事項に、あらかじめ同意していただきます。

- (12) かながわ電子入札共同システムの操作に関する問合せ先
コールセンター（平日 午前9時00分～17時00分）
フリーダイヤル （0120）921-182

以上